3　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ)　(ロ)に規定する場合（(ハ)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

(ロ)　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の適用事業年度（法第53条第39項に規定する適用事業年度をいう。(ハ)において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（(ハ)に規定するときを除く。）には、「⑨又は」を抹消すること。

(ハ)　既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第１号及び第３号に係る部分に限る。）の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第１項若しくは第３項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

［(4)・(5)　略］

(6)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑲」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ)　(ロ)に規定する場合（(ハ)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

(ロ)　通算法人の適用事業年度（法第53条第39項及び第321条の８第39項に規定する適用事業年度をいう。(ハ)において同じ。）について法第53条第39項及び第321条の８第39項の規定の適用を受ける場合（(ハ)に規定するときを除く。）には、「⑩又は」を抹消すること。

(ハ)　既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第１号及び第３号に係る部分に限る。）及び第321条の８第40項（第１号及び第３号に係る部分に限る。）の規定を適用して法第53条第34項及び第321条の８第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第１項若しくは第３項及び第321条の11条第１項若しくは第３項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の８第39項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

［(5)・(6)　略］

3　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が法第53条第39項の規定の適用を受ける場合には「⑨又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

［新設］

［(4)・(5)　同左］

(6)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑲」の欄は、第６号様式又は第６号様式(その２)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　同左］

(4)　「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄は、通算法人が法第53条第39項及び第321条の８第39項の規定の適用を受ける場合には「⑩又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

［新設］

［(5)・(6)　同左］